ホ　中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（ガスの供給量が年間五十億メガジュール以上である者に限る。）、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

ヘ　細分類三六一一―上水道業（給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者又は地方公共団体であって給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者に限る。）

ト　次に掲げる業種（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けるべき電気通信事業に該当するものに限る。）

(1)　細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）

(2)　細分類三七一二―長距離電気通信業

(3)　細分類三七一三―有線放送電話業

(4)　細分類三七一九―その他の固定電気通信業

(5)　細分類三七二一―移動電気通信業

(6)　細分類四〇一一―ポータルサイト・サーバ運営業

(7)　細分類四〇一二―アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業

チ　小分類四二一―鉄道業（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者に限る。）

リ　細分類四七一一―倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（石油備蓄業に係るものに限る。）

ヌ　細分類四七二一―冷蔵倉庫業（石油備蓄業に係るものに限る。）

ル　細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等が行うものに限る。）

十四　次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物　当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ　事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物

当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる設備

［新設］